

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

令和5年1月30日

債権者ら代理人弁護士 笠原一浩

号証	標目 (原本写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲74	放射線防護施設の運用及び維持管理マニュアル 個別施設編において記載すべき事項	写し	R1.9	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター	放射線防護施設とは要するに、壁の気密性向上、窓枠補強などによって「気密性」を高めた施設のことであること
甲75	大浦会館の施設概要	写し	R5.1.28 ダウンロード	舞鶴市	同会館の床面積は合計344㎡にすぎず、仮に各部屋の人口密度(人数÷床面積)を均一にするなら、もっとも面積の広い会議室(ただし173㎡で、1件の家の敷地面積程度)には30人(以上)もの避難者が一部屋で暮らし続けることになること等
甲76	基準地震動の策定と認可状況	写し	同上	債務者	本件原発の基準地震動は550ガルから700ガルとなった(が、債務者はこれに伴い、安全性を強化するためどのような工事をしたのか、主張もしていなければ証拠も提出していない) こと